

## V 事業所運営に係る留意事項

### 1 不正請求の防止について

近年、栃木県では毎年のように給付費の不正請求を事由とした行政処分を行っています。

また、行政処分に至らない場合であっても、指導監査課が実施する実地指導等において発覚した不適正な給付費の請求について、返還を指導するケースが多数あります。

⇒以下の点に留意の上、適正な事業所運営・給付費請求事務を行ってください。

・報酬告示、留意事項通知、Q&A等を十分理解し、算定要件等を把握した上で請求事務を行うこと。

・架空請求はもってのほか、利用者のサービス利用状況等について、適正な管理を行うこと。

※必要な記録等が整備されていない場合、報酬算定を認めない場合があります。

・各種「減算」適用の有無を把握し、減算事由に該当する場合は、直ちに適用すること。

※指定基準を理解していないと減算適用の有無も分かりません。

減算事由例：サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算、定員超過減算、個別支援計画未作成減算

※長期間にわたり職員等の欠如が続く場合、サービスの休止・廃止を検討すること。

☆給付費の支給決定を受けているのは、障害者又は障害児の保護者です。

各事業者が毎月、給付費を各支給決定市区町村に（国民健康保険団体連合会を通じて）請求・受領しているのは代理受領を行っているからです。

給付費の請求に際しては、障害者又は障害児の保護者に代わって給付費を請求・受領しているという意識を常に持ってください。

誤った請求 = 不正請求 です。

栃木県は、不正請求を行った指定事業者に対して、指定取消し等の行政処分を行うことができます。

## 2 障害福祉サービス等情報公表制度について

(別紙「障害福祉サービス等情報公表制度について」を必ずご覧ください。)

障害福祉サービス等の利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることを目的として平成 30(2018)4月から障害福祉サービス等情報公表制度が創設されました。

指定事業者は、障害福祉サービスの内容等を独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システムを通じて栃木県知事に報告する義務があります。報告方法等は別紙をご覧ください。

## 3 障害者虐待の防止について

(別紙「障害者虐待の防止について」を必ずご覧ください。)

栃木県では平成 29(2017)年度に県内の障害者福祉施設において、障害・暴行事件が発生したことから、障害者福祉施設従業者等による虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいます。

指定事業者においては、虐待の未然防止のため、栃木県が実施する研修を積極的に受講するとともに、虐待(疑いも含む)を発見した場合、必ず通報するようお願いします。

#### 4 事故等発生時の報告について

指定障害福祉サービス等の提供中（通所事業所については、送迎時を含む。）に事故及び事件が発生した場合は、直ちに栃木県に電話により第一報を入れ、その後速やかに事故報告書（任意様式）を提出してください。

提出は個人情報漏洩防止のため、原則として郵送で行ってください。

FAX を利用する場合は、関係者の氏名等の個人情報を塗りつぶした上で送信し、送信後、電話で氏名等をお知らせください。

また、支給決定市区町村にも第一報として電話連絡を行い、報告書等の提出はその市区町村の指示に従ってください。

報告を要する案件については、以下を参考にしてください。軽微な事故や誤薬については報告不要です。

- ・死亡（病気等によるものは不要）、骨折、誤嚥、所在不明、触法行為
  - ・食中毒、感染症の集団発生（概ね 10 名以上の集団発生）
  - ・個人情報の漏洩、利用者の不利益につながる職員の犯罪行為等
  - ・その他、利用者の生命身体に重大な影響を及ぼす事故
- ※食中毒、感染症の集団発生は、保健所等への報告等についても適切に対応してください。

なお、事故報告書の様式は任意のもので構いませんが、記載に当たっては以下の点に御留意ください。

- ・被害者、発生日時、事故等の状況、対応、経過、保護者・支給決定市区町村等への連絡状況を整理して記載する。
- ・被害者については、氏名、年齢（生年月日）、支給決定市区町村、障害種別、障害支援区分、障害者手帳の種類及び程度を記載する。
- ・再発防止策を記載する。

## 5 非常災害（風水害）対策計画等の作成について

障害者、障害児を預かる事業所では、地震や火災、風水害（水害、台風、竜巻等風害、雪害）などへの備えが重要です。  
指定事業者は指定基準に基づき、非常災害に関する具体的計画（非常災害（風水害）対策計画）を作成する必要があります。  
※訪問系サービス、相談支援事業所を除く。

栃木県では非常災害（風水害）対策計画の作成例をホームページに掲載していますので、新たに非常災害（風水害）対策計画を作成する際  
や既存計画の見直しの際に、この作成例を参考として、自らの施設の実情に適合したより良い計画を作成いただくようお願いします。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など市町の地域防災計画に記載のある施設等については、避難確保計画の作成と市町への提出が義務  
となっていますので、十分御留意ください。

※詳細については、市町の防災担当部局にお問い合わせください。

上記内容の中には経過措置が設けられているものもありますが、利用者への適正なサービス提供の観点から、指定事業者においては、速やか  
かに実施していただくようお願いします。

## 6 実地指導について

栃木県では指定を受けた事業所における指定基準の適合状況や給付費の請求状況、利用者処遇等を確認するため、障害者総合支援法・児童  
福祉法に基づく実地指導を定期的実施しています。

新規に指定を受けた事業所については、原則として指定を受けた年度の翌年度に実地指導を実施します。  
日程や事前提出資料、準備いただく資料等については、指導監査課から個別に連絡させていただきます。

○栃木県指導監査課の連絡先（所在地：〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20）  
栃木県保健福祉部 指導監査課 法人・障害者事業担当  
TEL:028-623-3565 / 3566 FAX:028-623-3569

## 7 給付費の請求について

給付費の請求は、市町から審査・支払事務の委託を受けた栃木県国民健康保険団体連合会に対し行います。

請求は、サービスを提供した月の翌月の10日までに、インターネットにより行ってください。

給付費の支払いは、原則としてサービスを提供した月の翌々月の15日となります。

※15日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、その後日において休日でない日

請求の手續等に関することは、栃木県国民健康保険団体連合会（以下、国保連）にお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 介護相談・障害福祉担当

TEL：028-643-5406 FAX：028-643-5411

※各種照会につきましては、事業所番号が必要となります。お手元に事業所番号が分かる書類等を御用意のうえ、お問い合わせください。

### 《インターネット請求の審査等について》

栃木県は事前に事業者から受付けた届出の内容（報酬区分や加算内容等）を国保連に提供します。

国保連の審査支払等システム内で、事業所が送信した請求データと、栃木県が提供した事業所情報の内容の整合性の点検が行われ、相違があると、エラーと判定され、支払いができません。（返戻となります。）

届出を行う際は、報酬区分や各種加算等の算定要件をよく御確認いただき、請求の際は必ず届出の内容に沿って行ってください。

また、サービスを利用した障害者や障害児の支給決定に関する事項（支給量等）については、各支給決定市区町村から国保連に提供される情報を基に審査支払等システム内で、整合性の点検が行われます。